

**平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて（通知）
新旧対照表**

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について(告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員の数を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。</p> <p>① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を<u>受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの</u>に限る。以下「一級監理受講者」という。)</p>	<p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について(告示第一の三関係)</p> <p>(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員の数を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。</p> <p>① 建設業法第15条第2号イに該当する者(以下「一級技術者」という。)であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの(同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を<u>当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したもの</u>に限る。以下「一級監理受講者」という。)</p> <p><u>なお、同法第15条第2号イに該当する者のうち、当期事業年度開始日以前5年以内であって平成16年2月29日以前に交付された資格者証を所持しているもの、及び当期事業年度開始日の直前の5年以内かつ平成16年2月29日以前に指定講習(平成15年6月18日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。)を受講した者であって平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持しているものについては、一級監理受講者とみなす。</u></p>

②～⑥ (略)

ハ (略)

(2) (略)

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

エ

イ～ヘ (略)

上 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

① 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.15 以上である場合に、加点して審査する。

② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.01 以上である場合に、加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日(以下「前審査基準日」という。)における技術職員名簿に記載されておらず、新規に記載された 35 歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するにあたって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

下 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

②～⑥ (略)

ハ (略)

(2) (略)

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 労働福祉の状況について

イ～ヘ (略)

(新設)

(新設)

- ① 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第7条第2号イからハまで若しくは同法第15条第2号イからハまでに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。)の数とする。
- ② 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。)の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数とする。
- ③ Aは、④に規定するCPD単位数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- ④ CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人

人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般財団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下「CPD認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする)をいう。)の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の修得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において修得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

- ⑤ Bは、⑥に規定する技能レベル向上数を技能者数から⑦に規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上の3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%以上の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は0とする。

- ⑥ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。
- ⑦ 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

リ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法

(新設)

律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとする。

又 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

(新設)

① 審査対象工事とは、建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいう。

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で

建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。

(2) (略)

(3) 防災協定締結の有無について

防災協定締結の有無については、審査基準日において、(1)又①に定める防災協定を締結している場合に、加点して審査する。

なお、社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割果たすことが確認できる建設業者である企業について加点対象とする。

(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況について

イ～ロ (略)

(6) 研究開発の状況について

研究開発の状況については、審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額(会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。)をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチ②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の(1)のトからリまでの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第1

(2) (略)

(3) 防災協定締結の有無について

イ 防災協定とは災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体との間の協定をいう。

ロ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況

イ～ロ (略)

(6) 研究開発の状況

研究開発の状況については、審査対象年及び前対象年における研究開発費の額の平均の額(会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。)をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチ②若しくは③に掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の(1)のト、チ又はリの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法

85号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの(以下「ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特殊自主検査、ダンプ車については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58号第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第二項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001)若しくは第14001号(ISO14001)の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車(以下この(7)において単に「大型自動車」という。)のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則(昭和42年運輸省令第86号)第5条第1項に規定する表示番号指定申請書(記載事項に変更があった場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の規定を受けているもの(以下「大型ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンをいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特殊自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58号第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号(ISO9001)又は第14001号(ISO14001)の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

る。
(削る)

(削る)

(9) 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.15 以上である場合に加点して審査する。

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0.01 以上である場合に加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日(以下「前審査基準日」という。)における技術職員名簿に記載されておらず、新規に記載された 35 歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日ではない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するに当たって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

(10) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況について

審査対象年又は審査基準日以前 3 年間の知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

イ 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業者のうち、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常

時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。)の数とする。

- ロ 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。)の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数
- ハ Aは、I 3 (10)ニに規定する CPD 単位数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- ニ CPD 単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得した CPD 単位(公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般財団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者

4～5-2 (略)

II～VI (略)

別紙1 経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1～3 (略)

4 その他の審査項目(社会性等)の評点

告示第一の四の1(一)から(六)までに掲げる雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職金一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償

協会(以下「CPD 認定団体」という。)によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、三十を乗じた数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30 を超える場合は、30 とする)をいう。)の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上の CPD 認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つの CPD 認定団体において習得を認定された単位をもとに CPD 単位数取得数を算出するものとする。

ホ Bは、I 3(10)へに規定する技能レベル向上数を技能者数から I 3(10)トに規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が 1.5%未満の場合は0、1.5%以上の3%未満の場合は1、3%以上 4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上 7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上 10.5%以上の場合は6、10.5%以上 12%未満の場合は7、12%以上 13.5%未満の場合は8、13.5%以上 15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は、0とする。

ヘ 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前三年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。

ト 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

4～5-2 (略)

II～VI (略)

別紙1 経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1～3 (略)

4 その他の審査項目(社会性等)の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から10までに掲げる建設業の営業継続状況(営業年数及び民事再生法又

制度加入の有無については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の1(七)から(十)まで及び第一の四の2から10までに掲げる若年の技術職員の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスの取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設業の営業継続の状況、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況及び国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、告示の別表第六から別表第十九までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～カの表に掲げる点数を与え、さらにこれらの点数の合計点数(ヨの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計点数」という。)に応じて、ヨの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況(監査の受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況、若年の技術職員の育成及び確保の状況(若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況)又は知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、告示の別表第六から別表第十七までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～ヲの票に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数(ワの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～ヲの点数の合計点数」という。)に応じて、ワの算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

イ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の点数の状況の点数
(告示の別表第六関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

(新設)

ロ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第七関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

(新設)

ハ 知識及び技術または技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数
(告示の別表第八関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	9	8	7	6

(新設)

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
5	4	3	2	1	0

ニ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数

(新設)

(告示の別表第九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	5	4	3	2	0

ホ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数

(告示の別表第十関係)

区分	(1)	(2)	(3)
点数	15	10	0

ヘ 営業年数の点数

(告示の別表第十一関係)

(表 略)

ト 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

(告示の別表第十二関係)

(表 略)

チ 防災協定締結の有無の点数

(告示の別表第十三関係)

(表 略)

リ 法令順守の状況の点数

(告示の別表第十四関係)

(表 略)

ヌ 監査の受審状況の点数

(告示の別表第十五関係)

(表 略)

ル 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十六関係)

(表 略)

ヲ 研究開発の状況の点数

(新設)

イ 営業年数の点数

(告示の別表第六関係)

(表 略)

ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

(告示の別表第七関係)

(表 略)

ハ 防災協定締結の有無の点数

(告示の別表第八関係)

(表 略)

ニ 法令順守の状況の点数

(告示の別表第九関係)

(表 略)

ホ 監査の受審状況の点数

(告示の別表第十関係)

(表 略)

ヘ 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十一関係)

(表 略)

ト 研究開発の状況の点数

(告示の別表第十七関係)
(表 略)

ワ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十八関係)
(表 略)

カ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の
点数

(告示の別表第十九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	10	8	5	5
(6)	(7)	(8)			
5	3	0			

(削る)

(削る)

(削る)

(告示の別表第十二関係)
(表 略)

チ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十三関係)
(表 略)

リ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

(告示の別表第十四関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	
点数	10	5	5	0	

ヌ 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第十五関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ル 新規若年技術職員の育成及び確保の状況の点数
(告示の別表第十六関係)

区分	(1)	(2)
点数	1	0

ヲ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組
の状況の点数

(告示の別表第十六関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
点数	10	9	8	7	6

(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
5	4	3	2	1	0

ヨ その他の審査項目(社会性等)の評点

その他の審査項目(社会性等)の評点 = 告示の付録第二による点数
並びにイ～カの点数の合計点数 $\times 10 \times 175 / 200$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

注2 令和5年8月13日以前の審査基準日におけるその他の審査項目(社会性等)の評点については、以下の算式により求めることとする。

その他の審査項目(社会性等)の評点 = 告示の付録第二による点数
並びにイ～カの点数の合計点数 $\times 10 \times 190 / 200$

5 (略)

別紙 2・3 (略)

別記

様式第1号～様式第5号 (略)

様式第6号

ワ その他の審査項目(社会性等)の評点

その他の審査項目(社会性等)の評点 = 告示の付録第二による点数
並びにイ～リの点数の合計点数 $\times 10 \times 190 / 200$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(新設)

5 (略)

別紙 2・3 (略)

別記

様式第1号～様式第5号 (略)

(新設)

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を審査する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。